

## 変動型最低制限価格の計算方法の変更点について

令和2年4月1日より以下のとおり最低制限価格の計算方法を変更いたします。

### 【変更概要】

「予定価格の3分の2を乗じて得た額」を「予定価格に100分の70を乗じて得た額」に変更。

### 【最低制限価格の算定方法】

#### （変更前）

当該入札における全ての有効な入札価格（※）を平均した価格（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の80を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）又は予定価格の3分の2（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額のいずれか高い額とする。ただし、入札に参加した者が5者未満の場合は、予定価格の3分の2（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額を最低制限価格とする。

#### （※）有効な入札価格とは

予定価格を超えるもの及び予定価格の3分の2（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額未満のものを除く有効な入札価格をいう。

#### （変更後）

当該入札における全ての有効な入札価格（※）を平均した価格（円未満切捨て）に100分の80を乗じて得た額（円未満切上げ）又は予定価格に100分の70を乗じて得た額（円未満切上げ）のいずれか高い額とする。ただし、入札に参加した者が5者未満の場合は、予定価格に100分の70を乗じて得た額（円未満切上げ）とする。

#### （※）有効な入札価格とは

予定価格を超えるもの及び予定価格に100分の70を乗じて得た額（円未満切上げ）未満のものを除く有効な入札価格をいう。